

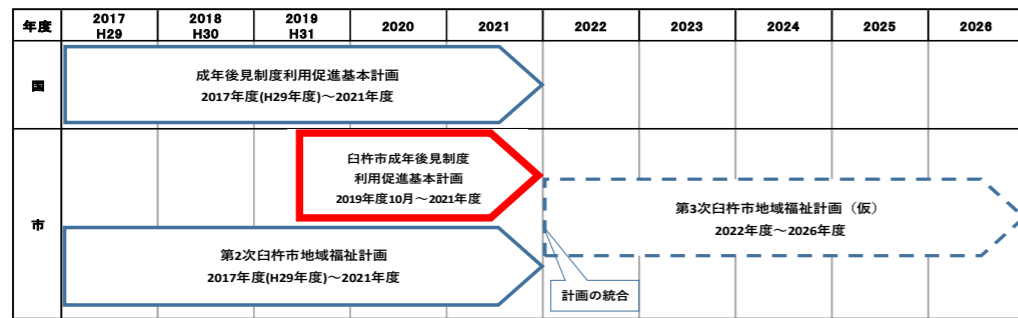
臼杵市成年後見制度利用促進基本計画の概要

第1章 計画の策定にあたって

- 1 背景**
2000年4月に生まれた、成年後見制度の概要や背景について説明
- 2 国の動向**
成年後見制度が十分に利用されていない状況を鑑み、『成年後見制度の利用の促進に関する法律』（平成28年5月施行）『成年後見制度利用促進基本計画』（平成29年3月閣議決定）
- 3 基本計画の趣旨**
『臼杵市成年後見制度利用促進基本計画』策定の趣旨を記載。
- 4 計画の期間**
策定期間：令和元年10月1日～令和4年3月31日までの2年半
※今後、『臼杵市地域福祉計画』等の見直しに伴い、必要に応じて内容の統合も検討。

法定後見制度			
類型	補助	保佐	後見
対象	判断能力が 不十分な人	判断能力が 著しく不十分な人	判断能力が 全くない人

任意後見制度
将来判断能力が不十分となった場合に備えて、公正証書により任意後見人と支援して欲しい内容をあらかじめ決めておく制度

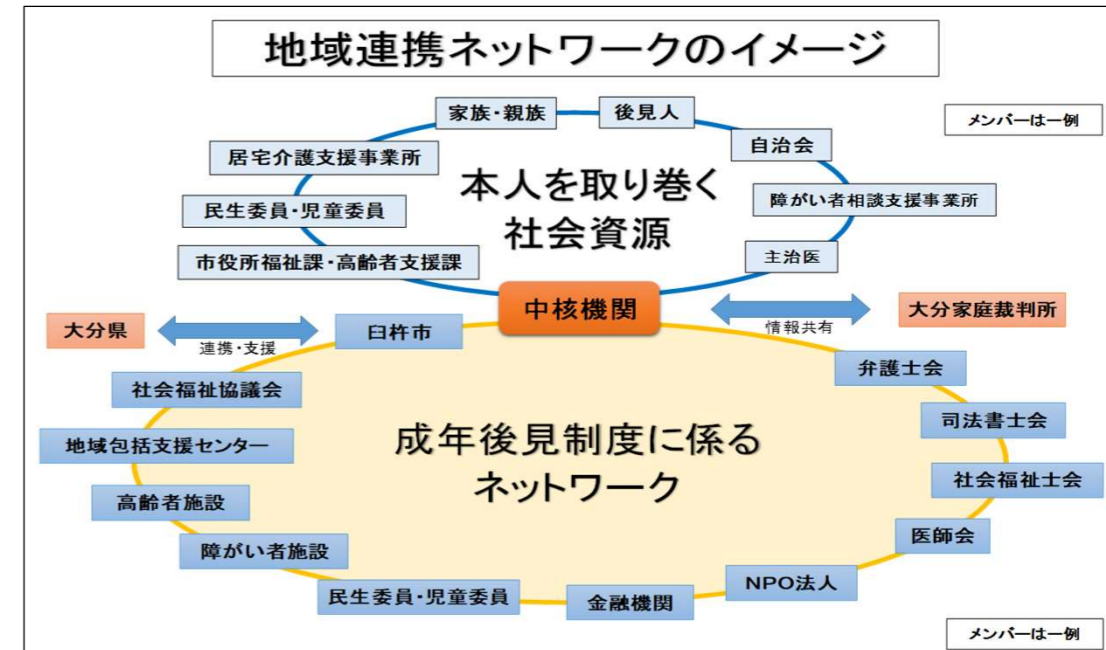


第2章 臼杵市の現状

- 1 臼杵市の成年後見制度に対するこれまでの取組**
 - ①市民後見人養成講座の開講（平成25年度～） ⇒ 受講者数96名、登録者数84名（H31.3.31時点）
 - ②臼杵市市民後見センターの開設（平成26年度～） ⇒ 受任件数38件、活動件数24件（R1.5.31時点）
 - ③成年後見制度のニーズ調査の実施（平成29年度） ⇒ 【調査対象】事業所団体のケアマネージャー50名
民生委員児童委員115名
- 2 臼杵市における成年後見制度に対する課題**
 - (1) ニーズ調査の結果から分かったこと
 - ①成年後見制度及び市民後見センターの認知度
 - ②成年後見人の業務の認知度
 - ③成年後見制度の相談窓口の認知度
 - ④相談対応の状況
 - ⑤成年後見制度のニーズ ⇒ 150名以上のニーズ
 - ⑥成年後見制度に対する課題と期待
 - (2) 臼杵市市民後見センターにおける業務運営上の課題
 - ①より幅広い市民の支援に向けて
 - ②相談から申立、後見人支援までの一貫した支援体制の構築
 - ③地域連携ネットワークの構築
 - ④さらなる社会資源の活用、開発

第3章 成年後見制度利用促進にあたっての取組と目標

- 1 計画の目標**
 - 目標①**
すべての臼杵市民が成年後見制度を身近に感じ、安心して、容易に制度が利用できるようにすること
 - 目標②**
成年後見制度の利用者が、「制度を利用してよかった」と感じられるようにすること
 - 目標③**
判断能力が十分でない方の地域生活を支えるため、あらゆる社会資源やネットワークを動員し、それらと成年後見制度と有機的に関連付けた体制を構築すること
- 2 成年後見制度の利用の促進に向けて講ずべき施策**
 - 施策1** 市民後見人の育成、活用、支援
 - 施策2** 広報の飛躍的充実
 - 施策3** 身上保護の重視と適切な後見人の選任
 - 施策4** 利用者・後見人の双方の支援を継続する仕組みの構築
 - 施策5** 地域連携ネットワークの構築
 - 施策6** 成年後見制度利用に結びつける核となる相談機関の設置



第4章 計画の推進体制

- 1 臼杵市成年後見制度利用促進審議会について**
成年後見制度の利用の促進に関する具体的な事項を調査審議するために、臼杵市成年後見制度利用促進審議会を設置。目標の達成状況を定期的に点検・評価し継続的に改善を図ります。また、本計画の進捗管理は、当審議会において包括的に点検・評価します。